

居 宅 介 護 事 業 所  
各 重 度 訪 問 介 護 事 業 所 の 長 殿  
同 行 援 護 事 業 所  
行 動 援 護 事 業 所

大 分 県 福 祉 保 健 部 障 害 福 祉 課 長

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に 係 る 障 が い 児 ・ 者 の 支 援 に つ い て （ 依 頼 ）

障 が い 福 祉 施 策 の 推 進 に つ き ま し て は、日 頃 か ら 格 別 の ご 理 解 と ご 尽 力 を い た だ き、  
誠 に あ り が と う ご ざ い ま す。

さ て、新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 に お き ま し て は、「緊 急 事 態 宣 言」が 5 月 3  
1 日 ま で 延 長 さ れ、県 で は、引 き 続 き 感 染 拡 大 防 止 対 策 の 継 続 を お 願 い し て い る と こ  
ろ で す。

現 状 で は、新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス に 感 染 し た 障 が い 児 ・ 者 は 入 院 す る こ と に な り ま す  
が、感 染 増 加 に よ り 病 床 が 不 足 し た 場 合 は、や む を 得 ず、在 宅 対 応 と な る 可 能 性 が あ  
り ま す。ま た、濃 厚 接 触 者 と な っ た 障 が い 児 ・ 者 の 在 宅 生 活 支 援 の た め、訪 問 系 サ ー  
ビ ス が 求 め ら れ る こ と も 想 定 さ れ ま す。

こ の よ う な 場 合 に つ い て も、各 事 業 所 に お か れ ま し て は、障 が い 児 ・ 者 の 在 宅 生 活  
維 持 の た め、サ ー ビ ス 継 続 に ご 配 慮 い た だ き ま す よ う お 願 い し ま す。

な お、サ ー ビ ス 継 続 の た め に 必 要 と な る 防 護 具 等 に つ い て は、県 に お い て 可 能 な 限  
り 手 配 す る こ と と し て い ま す の で、申 し 添 え ま す。

ま た、医 療 的 ケ ア 児 へ の 居 宅 介 護 等 に つ い て は、別 添 の と お り、令 和 2 年 4 月 2 8  
日 付 け 障 福 第 1 5 5 号 に よ り 対 応 を お 願 い し て い ま す の で、申 し 添 え ま す。

担 当 ： 施 設 支 援 班 兼 子、山 崎

電 話 ： 0 9 7 - 5 0 6 - 2 7 4 5

各居宅介護事業所の長 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童の  
支援について（依頼）

障がい福祉施策の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、「緊急事態宣言対象区域」が全都道府県に拡大されました。

それを受け、さらなる感染拡大防止対策として、県では、不要不急の外出自粛、3つの密を避ける工夫、在宅勤務の拡大等の協力を県民の皆様へお願いしているところです。

特に、日常生活を営むために医療的ケアを必要とする児童は、呼吸障がいにより気管切開を行っている方や人工呼吸器を使用している方も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすく、重篤化しやすい特徴があることから、感染防止に十分な配慮が必要となります。

また、万が一医療的ケア児の家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院を余儀なくされた場合には、濃厚接触者となる医療的ケア児の在宅生活の維持には訪問看護が欠かせません。

つきましては、このことをご理解いただき、貴施設におかれましても更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、濃厚接触となった医療的ケア児の在宅生活の支援において必要となる防護具については、県で手配することとしておりますので申し添えます。

担当：自立・療育支援班 徳尾

電話：097-506-2729

meil: tokuo-kenji@pref.oita.lg.jp